（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正）

第四条　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「に係る開設区域（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七条第一項の開設区域をいう。以下同じ。）又は指定食肉の卸売の業務を行う」を「又は」に、「指定市場区域（指定市場」を「市場区域（これらの市場」に、「開設区域内」を「市場区域内」に、「特定市場以外の中央卸売市場に係る開設区域又は指定市場に係る指定市場区域」を「一般市場に係る市場区域」に、「中央卸売市場又は指定市場」を「一般市場」に、「特定市場又は」を「特定市場又は」に改め、同項第二号中「に係る開設区域及び指定食肉の卸売の業務を行う」を「又は」に、「指定市場区域」を「市場区域」に、「が特定市場以外の中央卸売市場又は指定市場」を「が一般市場」に、「当該中央卸売市場又は指定市場」を「当該一般市場」に、「、特定市場以外の中央卸売市場又は指定市場」を「又は一般市場」に改める。

第七条中「特定市場以外の中央卸売市場又は指定市場」を「一般市場」に、「中央卸売市場又は指定市場に」を「一般市場に」に改める。

（都市計画法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「第二条第三項」を「第四条第六項」に、「同条第四項」を「同法第十三条第六項」に改める。

一　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十一条第二十三号

二　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二第五号ヘ

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第六条　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号の二を削り、同表第六十九号の三中「地方卸売市場」を「卸売市場」に、「第二条第四項」を「（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項」に、「（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定する」を「をいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するための」に改め、「をいう。）」を削り、同号を同表第六十九号の二とする。

別表第四第九号中「地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するものをいう」を「卸売市場（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するための」に改め、「をいう。）」を削り、同号を同表第六十九号の二とする。

別表第四第九号中「地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するものをいう」を「卸売市場（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するための」に改め、「をいう。）」を削り、同号を同表第六十九号の二とする。

第七条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九号まで」を「第十八号まで」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　沖縄において食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下この号において「食品等流通法」という。）第六条第二項に規定する認定計画に従つて食品等流通合理化事業（食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者であつて、次のイ又はロに掲げる者に該当するもの　食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ　中小企業者　その償還期限が十年を超える資金

ロ　食品等流通法第七条第一項第二号に掲げる者　その者が資本市場から調達することが困難な資金

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第十一号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同条第十二号中「第八号」を「第七号」に、「第十七号及び第十九号」を「第十六号及び第十八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正）

第八条　瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第九号中「地方卸売市場」を「卸売市場」に、「第二条第四項」を「第二条第二項」に改め、「いう」の下に「。以下この号において同じ。）（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く」を加える。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号ロ及びハ並びに第二号ロからニまでの規定中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改める。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十三条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

（利息制限法施行令の一部改正）

第十一条　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号を次のように改める。

二十　食品等流通合理化促進機構

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正）

第十二条　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十号を次のように改める。

二十　食品等流通合理化促進機構

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第十三条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の特例）」に改め、同条中「食品流通構造改善促進法第六条第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項」に、「食品流通構造改善促進法施行令」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令」に改め、「第十条」を削り、「同条」を「同令本則」に改める。